



Title	『説文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察：段注を中心に
Author(s)	路, 勝楠
Citation	研究論集, 22, 1 (右) -19 (右)
Issue Date	2023-01-31
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.22.r1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87873
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_rjgshhs_22_p001-020_r.pdf



『説文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察——段注を中心に

路 勝 楠

要 旨

『説文解字』（以下、『説文』と略稱）は後漢の許慎の著書で、中国最古の部首部類体字書である。字書史においては大変重要な存在である。そして清の段玉裁が施した注（以下、「段注」）は、『説文』を研究する場合に最も重視される注釈である。許慎の『説文』の叙文（以下、「許叙」）、特にこれに対する段注に関して研究すれば、許慎の立場からの文字の成り立ち、当時の文字使用の状況、『説文』作成の意図、また段玉裁の立場からの許慎に対する解釈、その解釈の妥当性などが明らかにされる。本論文において特に問題にしているのは、許叙「諷籀書九千字」の段注についてである。『説文』全書にある段注を以て段玉裁の意図を説明する。明らかにしたのは、段玉裁は籀書の数は絶対九千字に達することがないことを力説し、許叙に所謂「九千字」は「史籀篇」あるいは「籀書」の文字数である可能性を否定した。そして「籀」は名詞ではなく動詞である可能性を示した。また聲訓、転注などにより「籀」は「讀」の意味になることを証明することによって、「籀」は動詞の場合でも意味が通じることを論じた。さらに、漢の時代の「取人之制」において重視されている律だからこそ、九千字まで「推演發揮」ができる能力を求められる。以上のように、段玉裁の立場から段注の「諷籀書九千字者、諷謂能背誦尉律之文、籀書謂能取尉律之義推演發揮、而繕寫至九千字之多」という説明の妥当性を論じてみた。

一、はじめに

後漢の許慎が著した『説文解字』（以下『説文』と省略する）は中国最古の部首別字書として、成書して今に至るまで多大な注目を浴

び、色々な研究がなされてきた。特にその第十五篇にある叙文（以下「許叙」と省略する）は文字の成り立ちや成書経緯等を論じているため、『説文』を研究する上で非常に高い価値を有する。但し、紀元一〇〇年に完成したものとして、千九百年以上離れている現在か

らみれば理解し難い部分も少なくない。許慎自身の記述もまた簡潔なため、わかりやすく説明するのは一層困難になる。現在に至っても、諸説がありなかなか定説が得られないことが度々起きる。「諷籀書九千字」に対する解釈はその一例である。『説文』を理解するのに大きな役割を果たしたのは清の段玉裁が施した注（以下「段注」と省略する）である。本稿はこの文に対する段玉裁の解釈を精確に把握し、『説文』に於ける段注を手がかりにし、段玉裁の主張を説明していきたいと思う。

二、「諷籀書九千字」をめぐる議論

「諷籀書九千字」は『説文』第十五篇にあたる叙の左記の段落に見える。

1、許叙

尉律、學僮十七已上、始試。諷籀書九千字、乃得爲史。又曰八體試之。郡移大史并課、取者目爲尚書史。書或不正、輒舉効之。

尉律に、學僮十七已上にして、始めて試す。九千字を諷籀書して、乃ち史と爲すを得。又た八體を目て之を試す。郡より大史に移して并せて課し、取たる者を目て尚書史と爲す。書くに或ひは正しからざれば、輒ち舉げて之を効す。

この文をめぐる議論は、「籀書」は動詞なのか名詞なのか、それに応じて「九千字」とは何の字数なのか、ということに主に集中している。固有名詞としての「史籀篇」だと考えて、しかも「史籀篇」は九千字あったという考え方を支持するのは唐の張懷・清の桂馥、王鳴盛で、また現代の李学勤も同意見である。「籀書」は動詞だと主張し、「史籀篇」の場合は九千字あった可能性がなく、論じるべき対象は尉律や他の字書だという考え方を支持するのは清の段玉裁、そして王国維・章太炎・蒋善国である。詳細は徐字標・曹宝麟（二〇〇三）に述べられているため、本稿では贅言しない。現在に至っても、この問題をめぐる議論はまだ定説がないままであるが、新しい考え方を示してくれた研究者が何人か現れた。臧知非（二〇〇八）は「簿書」、いわゆる「官府各種公文文本」（公文書）だと考えていて、李勤通・周東平（二〇一六）も同意見を示した。陳淑梅（一九九八）は「六経の経文」だと解釈した。以上を踏まえながらも、『説文』の研究に対して多大な貢献をなした段玉裁の立場から今もう一度この文の解釈を考察してみたいと思う。

三、段玉裁の主張の検討

段玉裁の主張は1の許叙「諷籀書九千字、乃得爲史」に対する注に明白に述べられている。

2、段注

史各本作吏、今依江式傳正。周禮注曰、倍文曰諷。竹部曰、籀、讀書也。毛詩傳曰、讀、抽也。方言曰、抽、讀也。抽即籀、籀讀二文爲轉注。尚書、克由繹之。由繹即籀繹也。史記云、紬史記石室金匱之書。如淳云、抽徹舊書故事而次述之。紬亦即籀字也。今本說文言部讀下云、誦書也。不合故訓。誦乃籀之誤耳。凡古卜筮抽繹卦爻本義而爲辭者、因以籀名之。今左傳作繇。俗作繇。許僞則作卜籀。籀之說明、而許所謂諷籀書者可明矣。諷籀書九千字者、諷謂能背誦尉律之文。籀書謂能取尉律之義推演發揮、而繕寫至九千字之多。諷若今小試之默經。籀書若今試士之時藝。上云始試、則此乃試之之事也。藝文志、試學童、諷書九千字以上。乃得爲史。無籀字。得爲史、得爲郡縣史也。周禮、史十有二人。注曰、史、掌書者。又史掌官書以贊治。注曰、贊治、若今起文書草也。後漢書百官志、郡太守、郡丞、縣令若長、縣丞、縣尉各置諸曹掾史。

「九千字を諷籀書する」は、「諷」は能く尉律の文を背誦するを謂ひ、「籀書」は能く尉律の義を取りて推演發揮して、繕ひて九千字の多きに至るを寫すを謂ふ。「諷」は、今の小試の默經の若く、「籀書」は今の士を試すの時藝の若し。

右の段玉裁の解説について特に注目したいのは傍線部である。段玉裁は、尉律を暗記し、理解して、さらにそれに関して九千字の文

路『說文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察——段注を中心に

書を書けることで、「諷」は「默經」（科擧の受験資格である国立学校の学生になるための試験）童試で行われる經典の暗記のテストのことだろう。）と似ていて、「籀書」とは今の「時藝」（科擧で用いられる文体。時文、八股文）と似たものだ、というように結論付けている。段玉裁はどういう経緯でこの結論を導き出したのであろうか。以下、節を改めて、「籀」と「九千字」との二つの面から、『説文』に於ける段注を中心にして論証していきたいと思う。

三——「籀」に関して

「籀」を「書」とあわせて固有名詞の「史籀篇」だと解釈する主流の意見に対して、段玉裁は許慎の解釈に忠実に従う意見を示した。つまり許慎の「籀、讀書也」（籀は、書を読むなり）に従って、「籀」を動詞だと考へる。この結論の裏付けとなる段注を左に列挙する。場合によっては、『説文』の本文で補って説明する。3—①は2の「籀」の関連部分の再掲である。この部分は六書の「轉注」と「假借」に言及するため、3—②でこの二者に対する許叙と段注も一緒に掲げる。

3—①

段注

竹部曰、籀、讀書也。毛詩傳曰、讀、抽也。方言曰、抽、讀也。抽即籀、籀讀二文爲轉注。尚書、克由繹之。由繹即籀繹

也。史記云、紬史記、石室金匱之書。如淳云、「抽徹舊書故事而次述之。紬亦卽籀字也。今本說文言部讀下云、誦書也。不合故訓。誦乃籀之誤耳。凡古卜筮、抽繹卦爻本義而爲辭者、因以籀名之。今左傳作繇。俗作繇。許偁則作卜籀。籀之說明、而許所謂諷籀書者可明矣。

竹部に曰ふ、「籀は、書を読むなり。」『毛詩傳』に曰ふ、「讀は、抽するなり。」「方言』に曰ふ、「抽は、讀むなり。」抽は卽ち籀にして、籀・讀二文は轉注と爲す。『尚書』に、「克く之を由繹す。」由繹は卽ち籀繹なり。『史記』に云ふ、「史記、石室金匱の書を紬す。」如淳云ふ、「舊書故事を抽徹して、次に之を述ぶ。」紬も亦た卽ち籀の字なり。今本の『說文』言部「讀」の下に「誦書なり。」と云ひ、故訓と合はず。誦、乃ち籀の誤りのみ。凡そ古に卜筮し、卦爻の本義を抽繹して辭と爲すは、因りて籀を以て之に名づく。今『左傳』は繇に作る。俗は繇に作る。許は偁して則ち卜籀に作る。籀の説は明らかなれば、而ち許の所謂「諷籀書」は明らかなるべし。

3—②—a

許叙

轉注者、建類一首、同意相受。考老是也。

段注

建類一首、謂分立其義之類而一其首。如爾雅釋詁第一條說始

是也。同意相受、謂無慮諸字意旨略同、義可互受相灌注而歸於一首。

許叙

轉注は、類を建て首を一にす、同意相受く。考・老是なり。

段注

類を建て首を一にすは、其の義を分立して其の首を一にすと謂ふ。『爾雅』釋詁第一條の「始」を説くが如きは是なり。同意相受くは、無慮^{おほ}そ諸字の意旨略ほ同じ、義は互いに受け相灌注すべくして一首に歸すを謂ふ。

3—②—b

許叙

假借者、本無其字、依聲託事。令長是也。

段注

託者、寄也。謂依傍同聲而寄於此。則凡事物之無字者皆得有所寄而有字。

許叙

假借は、本其の字無し、聲に依りて事を託す。令・長是なり。

段注

託は、寄るなり。依傍同聲にして此に寄るを謂ふ。則ち凡そ事物の字無き者皆寄る所有るを得て字有り。

段玉裁は3—①に於いて、「籀」に対する概説を行った。まず許慎自身の「籀」の解釈「讀書也」をあげた。そして「籀」の假借字である「抽」と「紬」の他の經典での解釈を通じて、「籀」と「讀」は轉注（意味上互いに通じる、3—②—aを参照されたい）であると説明した。これにより、『説文』の「讀」の原文を「誦書也」は古訓に合わないため、「籀書也」に改めるべきだと主張した。（「由」に関して、『説文』には「由」の字が無いため、本稿では論じないことにする。）段注はまた許慎が引用した『春秋傳』の「卜籀」の「籀」と「抽」の関連性について説明した。そして、3—①の最後の太字の部分に於いて、段玉裁は「籀」（に対する許慎の解釈）の意味「讀書」は明らかなので、許慎が言っている「諷籀書」の意味も明らかになると述べた。

この概説に沿って「籀」を含め3—①で段玉裁が言及した「讀」・「籀（抽）」・「紬」の段注を検討してみる。段玉裁の『六書音均表』に於ける意見は関連するためにも挙げておく。3—①の内容と重複する部分の説明は省略する。

3—③

『説文』竹部・籀

讀書也。从竹籀聲。春秋傳曰、卜籀云。

段注

讀書也。言部曰、讀籀書也。敘目曰、尉律學僮十七已上始試、諷籀書九千字、乃得爲吏。試字句絕。諷籀連文、謂諷誦而抽

路『説文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察——段注を中心に

繹之。滿九千字皆得六書之旨、乃得爲吏也。此籀字之本義。經傳黜用。周宣王時大史以爲名。因以名所著大篆曰籀文。迄今學者絕少知其本義者。故於讀下籀書改爲誦書。於敘目釋爲籀文九千字。重怪地繆。可勝嘆哉。毛傳曰、讀、抽也。方言曰、抽、讀也。抽皆籀之假借。籀者抽也。讀者、續也。抽引其緒相續而不窮也。亦假紬字爲之。大史公自序、紬史記石室金匱之書。如淳云。抽徹舊書故事而次述之也。亦借繇字爲之。春秋傳卜筮繇辭。今皆作繇。又俗作繇。據許則作籀。服虔曰。繇、抽也。抽出吉凶。从竹籀聲。此形聲包會意。直又切。三部。春秋傳曰、卜籀云。左傳卜筮皆云繇。此言卜以該筮也。

諷籀は連文にして、諷誦して之を抽繹するを謂ふ。九千字を満たして皆六書の旨を得れば、乃ち吏と爲すを得るなり。此れ籀の字の本義なり。經傳は尠なく用ふ。周宣王時に大史以て名と爲す。因りて以て著する所の大篆を名づけて籀文と曰ふ。今に迄びて、學者は其の本義を知る者は絶へて少し。故に讀の下の籀書を改めて誦書と爲す。敘目に於いて釋して籀文九千字と爲す。性を重ね繆を貶ぬ。嘆くに勝ふ可けんや。『毛傳』に曰ふ、「讀は、抽なり。」『方言』に曰ふ、「抽は、讀なり。」抽は皆籀の假借なり。讀は、續なり。其の緒を抽引し相ひ續けて窮まらざるなり。亦た紬の字を假りて之と爲す。……丈に从ひ、搯の聲。此形聲にして會意を包む。直又の切、

三部なり。

段注では叙で論じた「抽」・「紬」等の内容の他に、構造上、「諷籀」は連文であると主張した。また、彼自身の「六書音均表」において「籀」の属する部を提示した。連文については後に詳しく論じる。次はまず3—①に沿って、「抽」・「紬」・「讀」を提示する。

3—④

『説文』手部・摺（抽）

引也。从手畱聲。抽、摺或从由。擣、摺或从秀。

段注

引也。鄭風。左旋右抽。傳曰。左旋、講兵。右抽、抽矢以射。竹部曰。籀、讀書也。牆有茨傳曰、讀、抽也。方言曰、抽、讀也。尙書、克由繹之。大史公自序、紬史記石室金匱之書。紬卽籀也。籀之言抽也。从手。畱聲。敕鳩切。三部。摺或从由。由聲也。摺或、一本作籀文。非也。摺或从秀。秀字古本當不出。篆體偏旁作秀、則可證古於偏旁不諱也。

「牆有茨」傳に曰ふ、「讀は、抽なり。」『方言』に曰ふ、「抽は、讀なり。」『尚書』に、克く之を由繹す。「大史公自序」に、「史記、石室金匱の書を紬す。」紬卽ち籀なり。籀の言たるは抽なり。手に従ひ、畱の聲。敕鳩の切、三部なり。摺或ひは由に従ふ。由は聲なり。

3—⑤

『説文』糸部・紬

大絲繪也。从糸由聲。

段注

大絲繪也。大絲較常絲爲大也。左傳。衛文公大帛之冠。大帛謂大絲繪。後漢書大練亦謂大絲練也。獨斷說飛輪以緹紬廣八尺。長拄地。今繪帛通呼爲紬。不必大絲也。段借爲抽字。史記。紬石室金匱之書。徐廣音抽。師古漢書音胄。皆是也。音胄謂同籀也。籀者、讀書也。釋名曰。紬、抽也。抽引絲耑出細緒也。與許說迥異。从糸。由聲。直由切。三部。

段借して抽の字と爲す。『史記』に、「石室金匱の書を紬す。」徐廣、「音は抽なり。」師古漢書に「音は胄なり。」皆是れなり。音胄なるは籀と同じきを謂ふなり。籀は、書を讀むなり。……直由の切、三部なり。

段玉裁は『説文』の「襴」の注に左記のように述べる。

3—⑥

聲與義同原。故齟聲之偏旁多與字義相近。此會意、形聲兩兼之字致多也

聲と義同原なり。故に齟聲の偏旁は多く字義と相ひ近し。此

會意・形聲を兩兼の字致りて多きなり。

音と義は同原であり、同じ齧聲符の偏旁の字の間は意味が近いことが多い。會意と形聲を両方持つ字が特に多いという「音義同原」の理論は段玉裁の主張であることがわかる。抽（搆・紬は同じ齧聲符を持ち、同じ「三部」に属す。紬は仮借して抽となることも指摘した。經典における用例も音が近い両者は意味上同じく「讀」となることが証明された。そして、抽（搆）と紬はいずれも「籀」の仮借字であるため、籀は讀と訓ずる例はそれほど多くないが、紬・抽は讀の意味を持つ出典はいくつかあるため、籀も讀と解釈するのも納得できるのであろう。次は「讀」についてである。

3—⑦

『説文』言部・讀

籀書也。从言賣聲。

段注

籀書也。籀各本作誦。此淺人改也。今正。竹部曰、籀、讀書也。讀與籀疊韻而互訓。庸風傳曰、讀、抽也。方言曰、抽、讀也。蓋籀抽古通用。史記、紬史記石室金匱之書。字亦作紬。抽繹其義溫至於無窮。是之謂讀。故卜筮之辭曰籀。謂抽繹易義而爲之也。尉律、學僮十七已上始試。諷籀書九千字、乃得爲史。諷謂背其文、籀謂能繹其義。大史公作史記。曰余讀高祖侯功臣、曰大史公讀列封至便侯、曰大史公讀秦楚之際、

曰余讀諫記、曰大史公讀春秋曆譜、曰大史公讀秦記、皆謂紬繹其事以作表也。漢儒注經、斷其章句爲讀。如周禮注鄭司農讀火絕之、儀禮注舊讀昆弟在下、舊讀合大夫之妾爲君之庶子女子嫁者未嫁者是也。擬其音曰讀。凡言讀如、讀若皆是也。易其字以釋其義曰讀。凡言讀爲、讀曰、當爲皆是也。人所誦習曰讀。如禮記注云周田觀文王之德博士讀爲厥亂勸寧王之德是也。諷誦亦可云讀。而讀之義不止於諷誦。諷誦止得其文辭。讀乃得其義蘊。自以誦書改籀書而讀書者尠矣。孟子云、誦其詩、讀其書。則互文見義也。从言。賣聲。徒谷切。三部。

（讀は）書を籀するなり。籀は、各本誦に作る。此れ淺人改むるなり。今正す。竹部に、籀は、「書を讀むなり」と曰ふ。讀と籀と疊韻にして互訓なり。……蓋し籀と抽とは古通用す。……諷は其の文を背するを謂ひ、籀は能く其の義を繹するを謂ふ。……諷・誦は止だ其の文辭を得るのみ、讀は乃ち其の義蘊を得。……『孟子』に云ふ、「其の詩を誦し、其の書を讀む。則ち互文にして義を見すなり。……徒谷の切、三部なり。

段注は籀・讀は疊韻であることにより、「互訓」であると結論付けた。またこれに基づいて讀の意味を「籀書也」に改めた。段玉裁は「六書音均表」の「古軫注同部說」に於いて「訓詁の學、古多取諸同部」と主張した。「籀」も「讀」も段玉裁の分類により同じく三部と

なっている。つまり、両者は同部となる事実も「互訓」の裏付けとなる。近藤光男氏（『段玉裁の学問―説文解字注の言部を読んで―』お茶の水女子大学中国文学会報『第一巻、一九八二年』）も「竹部に『籀、讀書也』とあること、そして讀（徒谷の切、三部）と籀（直又の切、三部）とは畳韻であり、互訓であるはずとの動かぬ証拠をつかんでのことである……この一例を以てしても、説解すなわち説文の本文についての改変には、段氏がいかに慎重であるかを知ることができる。」と述べている。次に先程の3―③の「連文」に触れたい。「連文」に関して、湯淺廉孫氏は左記のように述べる。

3―⑧

則チ連文ノ義タル、約シテ之ヲ曰ヘバ、熟語ノ一種デアッテ、一義ヲ通有セル二箇、又タ稀レニ二箇以上ノ文字ガ、其ノ一義ヲ紐帶トシテ結合スルトキ、其ノ結合語ガ乃チデアルト曰フベキデハアルマイカ。……次ノ四條件ヲ自己ノ成立並ニ保全ニ必要ナル案件トセル點ニ於テ、截然トシテ、區別セラレネバナラヌト信ズル。四條件トハ、曰ク、（一）紐結の文字ガ、語助ニ在リテハ二字以上ノモノ之レ無キニアラザルモ、本辭ニ在リテハ概ネ毎ニ二字ニ限ラレ、時ニ二字以上ノモノ有ルモ、極メテ稀レナルコト、曰ク、（二）其ノ二字（稀レニ二字以上）ガ、全然同義ナルカ又タ同一義ヲ共有セルコト、曰ク、（三）件ノ二字ガ、全然同義ナル場合ニハ、結合ガ其盡ニ行ハレ、同一義ヲ共有セル場合ニハ、其ノ同一義ヲ紐帶トシテ、

結合ガ行ハルコト、曰ク、（四）構素ノ二字ハ、渾然一義トシテ讀マル可ク、決シテ其ノ地位ノ一上一下ニ拘泥シテ、之ヲ分訓シテハナラヌコト、此ノウチ最後ノ二件即チソレデアル。此ノウチ最後ノ二件即チ（三）と（四）トハ、連文ガ成語トシテ、他ノ成語ヨリ截然區別セラル、所以ノ特殊點デアルカラ、必ズ之ヲ忽視シテハナラヌ。……蓋連文ハ前ニモ陳ベタルガ如ク、二點ヲ貫ケル直線デアッテ、之ガ使用ハ、多義ナル漢字の意義ヲ、幾分ナリトモ限定スルニ足ル者ガアルカラデアル³⁾。

従つて、その二字あるいは二字以上の字の間では必ず同義か同一義を共有していることがわかる。では、その「諷」を見てみる。

3―⑨

『説文』言部・諷

誦也。从言風聲。

〔段注〕

誦也。大司樂。以樂語教國子。興道諷誦言語。注、倍文曰諷、以聲節之曰誦。倍同背。謂不開讀也。誦則非直背文。又爲吟詠以聲節之。周禮經注析言之、諷誦是二。許統言之、諷誦是一也。从言、風聲。芳奉切。古音在七部。

誦なり。言に从ひ、風の聲。

段注

……倍文するを「諷」と曰ひ、聲を以て之を節するを「誦」と曰ふ。倍は背と同じ。開かずして讀むを謂ふなり。誦は則ち直だ背文するに非ず、又た吟詠の爲に聲を以て之を節す。

この通り、「諷」の意味合いの中に、固有名詞の「史籀篇」のような要素は一切ない。つまり、一緒に連文となる「籀」にもそのような意味が含まれるはずがない。それに、諷は動詞であることは明らかであるため、籀も動詞となることがわかる。3―⑧の条件(四)によれば、連文である「諷籀」は分訓(分けて訓読)してはならず、一つの熟語である。ただし、「籀」の意味を確定するため、その3―⑧の条件(三)に基づいて「諷」の訓を手がかりにしたのであり、段玉裁自身は、両者の區別を提示してくれている。

以上により、「諷籀」の意味は確定できる。そして「諄んじて読み書きができ、九千字の文書が作成できる」という文の本当の意味がわからないまま、ただ周宣王の時の大史籀の名前に基づいて、籀を「史籀篇」と解釈する學者達を、段玉裁は批判しているのである。

許慎自身も「籀は書を読むなり」にしている上に、段注は籀・讀は疊韻であることにより、「互訓」であると結論付けた。またこれに基づいて讀の意味を「籀書也」に改めた。さらに「誦・諷」と「籀・讀」との相違点として「諷謂背其文、籀謂能釋其義」、「諷誦止得其文辭。讀乃得其義蘊」、「以聲節之曰誦。倍同背。謂不開讀也。誦則

非直背文。又爲吟詠以聲節之。」などと説明している。また、『孟子』萬章下に見える「誦」と「讀」との互文関係をも指摘した。それらよって、「籀」の注で「諷籀は連文なり」ということも十分に妥当であることを裏付けている。

以上段玉裁は『説文』の解釈に基づき、音韻學の立場から「因声求義」を利用し、六書の段借・転注を手がかりにして、「籀」は「讀」と解釈することを証明した。また「諷籀」が連文であることを指摘して、初歩的な暗記から、より高度な理解し解釈する能力まで、二つの段階であることを説明した。これらは次の「尉律の文」を九千字まで「推演發揮」することと繋がっている。

三―二「九千字」について

三―二―一「史籀篇」の可能性を否定

本節では「九千字」関連の内容を論じる。段玉裁は、「籀」が動詞でなければ、名詞として九千字になる可能性があるかどうかから論じている。注意しておくべきことには、名詞「籀書」が目的語になる場合には、二通りの解釈の可能性がある。つまり、「史籀篇」に現れる文字を指すか、「史籀篇」を含めすべての「籀書(大篆)」という書体を指すかである。後の内容によれば、段玉裁は「史籀篇」を中心に論じているように見える。本節では段玉裁の見解を示すにとどめるため、特にこれについては問題にしない。

4—①

許叙

及宣王大史籀著大篆十五篇。與古文或異。

段注

大史、官名。籀、人名也。省言之曰史籀。漢藝文志云、史籀十五篇。自注、周宣王大史作大篆十五篇。又云、史籀篇者、周時史官教學童書也。然則其姓不詳記傳中。凡史官多言史某。而應劭、張懷瓘、顏師古及封演聞見記、郭忠恕汗簡引說文皆作大史史籀。或疑大史而史姓。恐未足據。大篆十五篇、亦曰史籀篇、亦曰史篇。王莽傳、徵天下史篇文字。孟康云、史籀所作十五篇古文書也。此古文二字當易爲大篆。大篆與倉頡古文或異。見於許書十四篇中者備矣。凡云籀文作某者是也。或之云者、不必盡異也。蓋多不改古文者矣。籀文字數不可知。尉律諷籀書九千字、乃得爲史。此籀字訓讀書。與宣王大史籀非可牽合。或因之謂籀文有九千字、誤矣。大篆之名上別乎古文。下別乎小篆而爲言。曰史篇者、以官名之。曰籀篇籀文者、以人名之。而張懷瓘書斷乃分大篆及籀文爲二體。尤爲非是。又謂籀文亦名史書。尤非。凡漢書元帝紀、王尊傳、嚴延年傳、西域傳之馮嫪、後漢書皇后紀之和熹鄧皇后順烈梁皇后、或云善史書。或云能史書。皆謂便習隸書。適於時用。猶今人之工楷書耳。而自應仲遠注漢已云史書周宣王大史籀所作大篆十五篇也。殊爲繆解。許偁史篇者三。奭下云。此燕召公名。史篇名醜。甸下云。史篇讀與缶同。姚下云。史篇以爲

姚易。知史篇不徒載篆形。亦有說解。班志云。建武時亡六篇。唐玄度云。建武中獲九篇。章帝時王育爲作解說。所不通者十有三。許蓋取王育說與。

「史籀篇」は、周の時に史官學童を教ふる書なり。……大篆十五篇は、亦た「史籀篇」と曰ひ、亦た「史篇」と曰ふ。…籀文の字數は知るべからず。「尉律」に「九千字を諷籀書して、乃ち史と爲すを得。」此の「籀」の字は書を讀むと訓ず。宣王大史籀と牽合すべからず。或いは之に因りて籀文に九千字有ると謂ふは、誤りなり。…史篇と曰ふは、官を以て之に名づく。籀篇・籀文と曰ふは、人を以て之に名づく。…史篇は徒だ篆形載せず、亦た説解有るを知る。班志に曰ふ、「建武の時に六篇を亡ふ。」

段注に基づけば、「史籀篇」に関しては以下の情報が確認できる。ア、周の時代に史官が學童を教えるための書である。イ、文字数知られていない。ウ、史篇・籀篇・籀文とも呼ばれる。エ、文字のみならず、解説も付いている。オ、班固の『漢書』藝文志の記載によれば、後漢光武帝建武（二五～五六）のときに十五篇のうちに六篇が散佚した。（許慎の生没年は約三〇～約一二四年である。）

さらに、段玉裁は、「籀文」の字数は知らないが、許叙にある「尉律諷籀書九千字」の文により後人が「籀書」は九千字であると決めたと推測した。この「籀書」の文字数を考察するため、「史籀篇」

を手がかりにして、後に出現した識字書の文字数に基づいて論じている。

4—②

許叙

「秦始皇帝初兼天下。丞相李斯乃奏同之。罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇。中車府令趙高作爰歷篇。大史令胡母敬作博學篇。皆取史籀大篆。或頗省改。所謂小篆也。」

段注

篆者、引書之謂。大史籀作者大篆。則謂李斯等作者小篆以別之。小篆、藝文志作秦篆。凡許書中云篆書者小篆也。云籀文者大篆也。

許叙

……皆史籀大篆より取る。或ひは頗る省改す。所謂小篆なり。

段注

大史籀作者者は大篆なり。則ち李斯等作者者を小篆と謂ひて以て之を分かつ。……凡そ許書の中に篆書と云ふ者は小篆なり。籀文と云ふ者は大篆なり。

段注によれば、太史籀が完成した「史籀篇」は大篆であるのに対して、李斯・趙高・胡母敬が完成した「倉頡篇」、「爰歷篇」、「博學

路『説文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察——段注を中心に

篇」の三篇は小篆である。『説文』で「篆書」と言及する場合は小篆を指している、籀文を言及する場合は大篆を指している。許叙では三篇の小篆が「皆取史籀大篆」と明言している。つまり、三篇の文字は「史籀篇」に由来するのである。

4—③

許叙

大史令胡母敬作博學篇。

段注

志曰、博學七章、大史令胡母敬作。司馬彪曰、大史令掌天時星祿。胡母、姓也。公羊音義、史記索隱母皆音無。或作父母字。非也。李之七章、趙之六章、胡母之七章各爲一篇。漢志合爲倉頡一篇者、因漢時閭里書師合爲三篇、斷六十字以爲一章。凡五十五章、並爲倉頡篇故也。六十字爲一章者。凡五十五。然則自秦至司馬相如以前、小篆祇有三千三百字耳。淺人云、倉頡大篆有九千字。大篆之多、三倍於小篆。其說之妄、不辨而可知矣。

李の七章、趙の六章、胡母の七章各々一篇と爲す。漢志に、合して倉頡一篇と爲すは、漢の時の閭里の書師は合して三篇を爲すに、六十字を斷じて以て一章と爲す。凡そ五十五章、並せて倉頡篇と爲すが故に因るなり。六十字もて一章と爲すは、凡五十五なり。然らば則ち秦より司馬相如に至る以前は、

小篆祇だ三千三百字有るのみ。浅人云ふ、倉頡大篆は九千字有りと。大篆の多きは小篆に三倍す。其の説の妄たるは、辨ぜずして知るべし。

段玉裁は『漢書』藝文志に基づき、李斯の「倉頡篇」の七章、趙高の「爰歷篇」六章、胡毋敬の「博學篇」七章を併せて、六十字を一章となし、全部で五十五章であると述べた。六十かける五十五は三千三百になると計算した。この三篇は「史籀篇」より出ることには前文ですでに論じていた。小篆はたったの三千字あまりしかないのに、それより古い時代の大篆が三倍多いのはあり得ないと段玉裁は批判した。ましてや、史籀篇に限って小篆の三倍は（さらに）あり得ない。但し、かの三篇に重複する文字があるかどうかともまた問題である。もし重複があれば、小篆の文字数はさらに減ることになる。これについては左記を参照されたい。

4—④

許叙

「凡倉頡已下十四篇。凡五千三百四十字。羣書所載、略存之矣。」

段注

凡者、取指也。取指者、都數也。倉頡已下十四篇、謂自倉頡至於訓纂共十有四篇、篇之都數也。五千三百四十字、字之都數也。藝文志曰、漢時閭里書師合倉頡、爰歷、博學三篇。斷

六十字以爲一章。凡五十五章、并爲倉頡篇。此謂漢初倉頡篇祇有三千三百字也。志又曰、武帝時司馬相如作凡將篇。無復字。元帝時黃門令史游作急就篇。成帝時將作大匠李長作元尚篇。皆倉頡中正字也。凡將則頗有出矣。此謂三家所作。惟凡將之字有出倉頡篇外者也。志又曰、至元始中、徵天下通小學者以百數。各令記字於庭中。楊雄取其有用者以作訓纂篇、順續倉頡。又易倉頡中重複之字。凡八十九章。此謂雄所作訓纂、凡三十四章、二千四十字。合五十五章、三千三百字、凡八十九章、五千三百四十字也。班但言章數。許但言字數。而數適相合。不數急就、元尚者、皆倉頡中字。既取倉頡可不之數也。不數凡將者、凡將字雖或出倉頡外。而必略於訓纂中。故亦不之數也。訓纂續倉頡、而無複倉頡之字。且易倉頡中重複者。故五千三百四十字一無重複也。然則何以云十四篇也。合李斯、趙高、胡毋敬、司馬相如、史游、李長、楊雄所作而言之。計字則無複。計篇則必備也。本祇有倉頡、爰歷、博學、凡將、急就、元尚、訓纂七目。又析之爲十四。其詳不可聞矣。漢初蓋倉頡、爰歷、博學爲三倉。班於倉頡一篇自注云。上七章。則爰歷爲中、博學爲下、可知也。自楊雄作訓纂以後。班固作十三章。和帝永元中、郎中賈鮪又作滂喜篇。梁庾元威云。倉頡五十五章爲上卷。楊雄作訓纂記滂喜爲中卷。賈升郎更續記滂喜盤均爲下卷。人僞爲三倉。元魏江式亦云。是爲三倉。蓋自張揖作三倉訓詁。陸璣詩疏引三倉說。郭璞作三倉解詁。魏晉時早有三倉之僞。韋昭注漢云。班固十三章、疑在倉頡下

篇三十四章之内。然則賈鮪所作有三十四章。而班之十三章在其中。許所云五千三百四十字不數班、賈所作也。楊雄訓纂終於滂熹二字。滂熹者、言滂沱大盛。賈鮪用此二字爲篇目。而終於彥均二字。故庾氏云楊記滂熹。賈記彥均。隨志則云楊作訓纂。賈作滂熹。其實一也。喜與熹古通用。熹者、大盛之意。彥音盤、大也。大學。人之彥聖。彥一作盤是也。懷瓘書斷云、倉頡訓纂八十九章。合賈廣班三十四章。凡百二十三章。文字備矣。按八十九章、五千三百四十字、又增三十四章、二千四十字、凡七千三百八十字。許全書凡九千三百五十三文。蓋五千三百四十字之外。他采者三千十三字。班、賈之篇未嘗不在網羅之内。且班、賈而外亦且偕歸漁獵之中。班前於許。賈則同時。許即不見班、賈之書。而未央廷中百餘人所說。楊雄所未采。凡將所出倉頡外。藝文志所云別字十三篇者具焉。是皆許之所本也。自倉頡至彥均、章皆六十字。凡十五句。句皆四言。許引幼子承詔、郭注爾雅引考妣延年是也。凡將七言。如蜀都賦注引黃潤纖美宜製禪、藝文類聚引鐘磬竿笙筑坎侯是也。急就今尙存。前多三言。後多七言。元尙今無考。若隨志所載班固大甲篇、在昔篇。蓋即在十三章內。崔瑗飛龍篇、蔡邕聖皇篇、黃初篇、吳章篇、蔡邕女史篇皆由其字已具三倉中。故不得列於三倉也。若藝文志又稱倉頡傳一篇、楊雄倉頡訓纂一篇、杜林倉頡訓纂一篇、杜林倉頡故一篇。此四篇者、又皆漢人釋倉頡五十五章之作。五十五章四言爲句。如今童子所讀千字文。此四篇者、如顏師古、王伯厚之釋急就篇也。自倉頡至

彥均、漢魏時蓋皆以隸書書之。或以小篆書之。皆閭里書師所教習。謂之史書。

……楊雄其の用有る者を取りて、以て訓纂篇を作り、倉頡を順續す。又倉頡の中の重複の字を易ふ。凡八十九章。此れ謂ふところは、雄作る所の訓纂は、凡三十四章、二千四十字なり。五十五章、三千三百字を合せば、凡八十九章、五千三百四十字なり。……訓纂は倉頡を續ぎ、而れども倉頡の字と複するもの無し。且つ倉頡の中の自ら複する者を易ふ。故に五千三百四十字は一も重複無きなり。……懷瓘『書斷』に云ふ、「倉頡、訓纂の八十九章は賈・廣・班の三十四章と合せば、凡百二十三章、文字備はる。」按ずるに八十九章、五千三百四十字に又三十四章、二千四十字を増し、凡七千三百八十字なり。許の全書凡九千三百五十三文なり。

また『漢書』藝文志により、楊雄は「倉頡篇（倉頡、爰歷、博學三篇）」に続く「訓纂篇」を作成し、「倉頡篇」に重複する文字を変えた。三十四章の二千四十字に五十五章の三千三百字を合わせて八十九章、五千三百四十字となる。この五千三百四十字は重複していない。段注はさらに懷瓘の『書斷』を引用した。賈鮪と班固の三十四章、二千四十字と合わせれば、百二十三章、七千三百八十である。そして、許慎の『說文解字』は九千三百五十三字ある。以上を踏まえて、許慎以前の識字書を併せた文字数はたったの七千あまりで、

許慎の時になってようやく九千字に達したにもかかわらず、より古い時代の「史籀篇」が九千字あるはずがないということを裏付けている。さらに、文字数の変遷に関して潘玉坤（二〇〇二）は以下の見解を示した。

4—⑤

随着生产的发展，社会的进步，人们对外界和自身的认识的不
断提高和深入，汉字的数量总的来说是不断增加的。……从选
取实用字这一点来看，也会发现九千字之说不可信。据统计，
甲骨文有四千多个不同形体符号的文字；从商代后期一直到现
在，汉字的实际使用量始终保持在四、五千左右……我们推测
史籀篇的字数当在三千上下。

生産の発展、社会の進歩、世界と人間自身への認識の深化に
より、漢字の数も増え続ける傾向を示している。……實用漢
字の選択からみると、九千字説の信憑性がないことがわかる。
統計上、甲骨文字は四千あまりある、商の後半から現在まで、
漢字の使用量は終始、四、五千字前後に留まっている。
……我々の推測では、史籀篇の文字数は三千前後にあるはず
である。

秦から後漢まで年月をかけ、三千字あまりから五千字あまり、七
千あまり、そして九千字あまりに至る。この傾向も潘玉坤（二〇〇

二）で述べた「汉字的数量总的来说是不断增加的」と一致している。
秦より前の周の識字書である「史籀篇」の文字数は九千字もあるこ
とはありえない。潘氏が指摘したとおり、「史籀篇」の文字数は「三
千前後」とあるのが妥当だろう。また、「史籀篇」は説解が付いてい
ると段玉裁は述べたが、全ての議論は本文である親字をめぐって
行っている。つまり、説解を除いて分析しているため、特に説解の
文字数を議論してはいない。以上に基づいて、「史籀篇」は「九千字」
もある可能性が否定される。

ここまでは、段注に基づいて「籀」は「史籀篇」ではなく、動詞
であることを論じてきた。文字数が限られている識字書の限定条件
を外せば、試験で「九千字」の文章を書くにはさほど難しくないだ
ろう。その「九千字」で論じる「対象」について、段玉裁は「尉律」
だと主張する。

三—二—「尉律之義を推演發揮する」こと

段玉裁は、「諷籀」（動詞）の対象（目的語）を「尉律の文」・「尉
律の義」と解釈した。段注において、尉律に関する記述は極めて少
ないが、関連すると考えられる内容を掲げておく。

5—①

許叙

尉律。

段注

謂漢廷尉所守律令也。百官公卿表曰、廷尉、秦官。掌荆辟。藝文志曰、漢興、蕭何草律。刑法志所謂蕭何摭摭秦法。取其宜於時者。作律九章也。此以下至輒舉劾之、說漢律所載取人之制。

漢廷尉守る所の律令なり。「百官公卿表」に曰ふ、「廷尉、秦官なり。荆辟を掌る。」

段玉裁は、「尉律とは漢の廷尉が守っている律令であり、廷尉とは『漢書』百官公卿表の「廷尉、秦官。掌荆辟」のとおりである」と説明するのみである。「尉」に関しては左にあげる。

5—②

『説文』火部・尉（尉）

从上案下也。从𠂔、又持火、以尉申繪也。

段注

从上按下也。按者、抑也。百官公卿表應劭注曰、自上安下曰尉。武官悉以爲僞。張釋之傳曰。廷尉、天下之平也。車千秋傳。尉安黎庶。師古曰。慰安之字本無心。後俗所加。从𠂔、又持火。會意。𠂔古文仁。𠂔又猶親手也。於胃切。十五部。所呂申繪也。合二徐本訂。說手持火之意也。字之本義如此。引申之爲凡自上按下之僞。通俗文曰。火斗曰尉。

「百官公卿表」應劭の注に曰ふ、「上より下を安ずるは尉と曰ふ。武官悉く以て僞と爲す。」張釋之傳に曰ふ、「廷尉は、天下を之平らかにするなり。」

要するに、「尉」は刑罰・軍事を司る官職であり、廷尉は最高司法官である。おそらく段玉裁が述べている尉律は（「史律」のような個別具體的な）固有名詞ではなく、一般名詞（律全般を指す）と考えたほうが妥当である。其の理由は次のようになる。

5—③⁴

許叙

尉律、「學僮十七已上、始試。諷籀書九千字、乃得爲史。又呂八體試之。郡移大史并課、取者呂爲尚書史。書或不正、輒舉劾之。」

5—④

『漢書』藝文志

漢興、蕭何草律、亦著其法、曰太史試學僮、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尚書御史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾。

漢興りて、蕭何律を草し、亦た其の法を著す。曰はく、太史學童を試すに、能く九千字以上諷書せば、乃ち史と爲すを得。

又た六體を以て之を試し、最たる者を課して以て尚書御史史書令史と爲す、と。吏民上書するに、字或ひは正しからざれば、輒ち擧げて効す。

5—⑤

許叙

又曰八體試之。

段注

八體漢志作六體。攷六體乃亡新時所立。漢初蕭何舛律當治秦八體耳。班志固以試學童爲蕭何律文也。自學僮十七至輒舉効之、許與班略異。而可互相補正。班云大史試學童。許則云郡縣以諷籀書試之。又以八體試之。而後郡移大史試之。此許詳於班也。班云諷書。許則云諷籀書。此亦許詳於班也。班云六體。許則云八體。此許覈於班也。班云以爲尙書御史史書令史。許云尙書史。此班詳於許也。班云吏民上書。字或不正。輒舉効。許不言吏民上書。此亦班詳於許也。班書之成雖在許前。而許不必見班書。固別有所本矣。

5—⑤段注の分析に基づいて、5—③と5—④の班固と許慎の相違点を以下にまとめる。ア、班は「蕭何草律」、許は「尉律」と言う。イ、學童を試す者について、班は太史、許は郡縣。ウ、班は「諷書」、許は「諷籀書」である。エ、班は六體、許は八體である。オ、最も優秀な者を、班は尙書御史史書令史となし、許は尙書史となすと言

う。カ、許叙は「吏民上書」の文がない。以上両者は細かな相違があるが、大体似た内容となっている。班固は蕭何が草した「律」（九章律）、許慎は「尉律」に基づくが、内容がほぼ一致する。したがって、許慎の所謂「尉律」は律全般の一般名詞と認識しても差し支えないであろう。

ここまでは、「尉律」は一般名詞であることを論じてきた。しかし、許叙で述べたのは史となる条件で、一般名詞である「尉律」とは一見無関係に見える。實は漢の時代は非常に律を重んじていた。

5—⑥

許叙

其迷誤不論。豈不悖哉。

段注

論猶曉也。悖、亂也。自世人大共非訾以下至此。皆言尉律不課、小學不修、莫達其說之害。蓋自不試以諷籀尉律九千字。不課以八體書。專由通一藝進身。而不讀律、則不知今矣。所習皆隸書。而隸書之俗體又日以滋蔓。則不知古矣。以其滋蔓之俗體說經。有不爲經害者哉。此許自言不得不爲說文解字之故。孟子曰、予豈好辨哉。予不得已也。古聖賢作述皆必有所不得已焉爾。後魏江式亦以篆形謬錯。隸體失真。追來爲歸。巧言爲辯。小兔爲鸛。神蟲爲蠶。皆不合古文大篆及許氏說。請撰集字書。號曰古今文字。

而して律を讀まざれば則ち今を知らず。而して隸書の俗體又
た日に以て滋蔓す。則ち古を知らず。

5—⑦

許叙

莫達其說久矣。

段注

莫解六書之說也。玉裁按漢之取人、蕭何初制用律及八體書。
迄乎孝武依丞相御史言。用通一藝以上補卒史。乃後吏多文學
之士。合說文、藝文志及儒林傳參觀可見。蓋始用律、後用經。
而文學由之盛。始試八體。後不試。第聽閭里書師習之。而小
學衰矣。故言今以惜之。

玉裁按ずるに漢の人を取るは、蕭何初めて制するに律及び八
體書を用ふ。……蓋し始めは律を用ひ、後に經を用ふ。

段玉裁の立場では律を試すのは「現在」を知るため、八體を試す
のは「過去」を知るためである。彼はこれらが蕭何から漢の時代の
「取人之制」（人を取るの制）だと述べている。漢の時代、官職の一
つとして史を採用する場合、およそ法律を学ぶことが重視されてい
たので、それを試験にすることも十分あり得る。それに、「史籀篇」
あるいは書体の場合、どういう形の試験で九千字試されるかも疑問
に思う。以上が段注による説明である。このほかの記載は少ないう

え、ほぼ重複している。『説文』の後漢の許慎、『史記』を注した三
国曹魏の如淳、『説文解字繫傳』の南唐の徐鍇、北宋の董彥遠くらい
である。いずれも『説文』の後のものとなる。つまり「尉律」は徐
鍇等が言っている固有名詞の具体的な律の篇名より一般名詞とし
て、律全般に当たる「尉の律」と考えたほうが妥当である。これと
合わせて、段注が言っている「廷尉」も固有名詞より、「尉」を含め
た一般名詞と考えるべきである。漢の時に律を重視していたこと
は、左記の記述によりわかる。

5—⑧

程樹德『九朝律考』

秦焚詩書百家之言、法令以吏爲師、漢代承之。……晉志亦言
漢時律令、錯糅無常、後人生意、各爲章句。叔孫宣郭令卿馬
融鄭玄諸儒章句、十有餘家、家數十萬言、凡斷罪所當用者、
合二萬六千二百七十條、七百七十三萬二千二百餘言、言數益
繁、覽者益難、漢時律家之成盛如此。馬鄭皆一代經學大儒、
猶爲律章句。文翁守蜀、選開敏有材者張叔等十餘人、遣初詣
京師、學律令、是漢人之視律學、其重之也又如此。

5—⑨

東川祥文「東漢律學考」

秦帝國において、「以吏爲師」の觀念の下、法律知識の習得が、
民衆に法律を知らしめる存在として、下級官吏の必須条件で

あったことはよく知られている。西漢に入ってから、史書を見る限り、法律知識が官吏の修得すべきスキルとして重視されていたことは基本的に変わっていない。

律が重要視されている社会背景の中、段玉裁が主張している「取人」の際、律について「九千字」を諷籀書でできるかどうかを判断基準とするのは不自然ではないだろう。

四、まとめ

以上、尉律「諷籀書九千字、乃得爲史」について、段玉裁の見解に基づくならば、「尉律」は律全般を指す一般名詞で、法律を重視する漢の時代を背景に、六書を習得し法律を暗誦したうえで、法律文章をはじめ諸般の公文書のような文章を九千字以上書くことができれば、史となる資格を得られる、ということであつたのだろう。

(ろ) しょうなん・人文学専攻)

〈参考文献〉

- 阿辻 哲次 (一九八三) 『史書』と『史篇』 (『人文論集』静岡大学人文学部・第三三卷)
- 近藤 光男 (一九八二) 「段玉裁の学問―説文解字注の言部を読んで」 (お茶の水女子大学中国文学会報・第一卷)

田村 加代子 (二〇二二) 「段玉裁『説文解字注』―以注釋の邏輯結構爲中心」 (名古屋大学／屏東大学文学交流暨論文發表會論文集)

廣瀬 薫雄 (二〇一〇) 『秦漢律令研究』 (汲古書院)

東川 祥丈 (二〇〇五) 『中國文明の形成』 (朋友書店)

湯淺 廉孫 (一九八〇) 『漢文における連文利用』 (朋友書店)

陳 淑梅 (一九九八) 「能諷書九千字乃得爲史」解」 (『古汉语研究』一九九八・第三期)

程 樹德 (一九六三) 『九朝律考』 (中華書局)

沈 家本 (一九二二) 『漢律摭遺』 (新文豐出版公司)

李 學勤 (二〇〇二) 「试说张家山简《史律》」 (『文物』二〇〇二・第4期)

李 勤通・周 東平 (二〇一六) 「秦汉初期律令中的史官职业教育体系」 (『现代大学教育』二〇一六・第一期)

潘 玉坤 (二〇〇二) 「籀文字数考索」 (『古籍研究』二〇〇二・第二期)

徐 學标・曹 宝麟 (二〇〇三) 「諷籀書九千字」辨」 (『中国书画』二〇〇三・第12期)

〇三・第12期)

臧 知非 (二〇〇八) 「《史律》新证」 (『史学月刊』二〇〇八・第11期)

張 萍 (二〇二〇) 「《汉语大词典》关于『籀』释义辩证」 (『汉字汉语研究』二〇二〇・第一期)

〈底本等〉

- 『説文解字』 (二〇一三、中華書局)
- 『説文解字注』四部善本新刊 (一九八〇、漢京文化事業有限公司)
- 『訓讀 説文解字注』尾崎 雄二郎編 (一九八六、東海大学出版会)
- 『漢書』 (一九六四、中華書局)

1 「史」は大徐本で「吏」となる。本稿は段注に従い、「史」に改める。
 2 大徐本は「誦」に作る。ここは段注に従い、「籀」に改める。
 3 『漢文解釋における連文の利用』第四章「連文トハ何ゾ」頁九五～頁一〇二頁に参照されたい。

4 1の再掲。

5 「能諷書九千字以上能諷書九千字以上」について、詳細は廣瀬薫雄（二〇一〇）に参照されたい。

6 漢尉律

昭紀更賦注如淳曰尉律卒踐更一月、説文序、尉律、学僮十七已上始試、諷籀書九千字乃得爲吏、以八体試之、郡移太史并課、最者以爲尚書史、書或不正、輒舉劾之。今雖有尉律不課小学。徐鍇曰尉律漢律篇名。（南宋王應麟『玉海』）

尉律

許慎説文解字序尉律。徐鍇曰尉律漢律篇名。段曰謂漢廷尉所守律也。百官公卿表曰廷尉秦官掌刑辟。藝文志曰漢興蕭何草律。刑法志所謂蕭何摭摭秦法、取其宜於時者、作律九章也。桂曰董拳彥遠謝除正字啟、尉律四十九章蓋已亡。漢書昭紀注引尉律。（沈家本（一九二二）『漢律摭遺』）

尉律（見昭帝紀注 説文敘）

董彥遠謝除正字啟、尉律四十九類、書蓋已亡。（困學紀聞）

徐鍇曰、尉律、漢律篇名。（程樹德（一九六三）『九朝律考』）

路『説文解字』叙文の「諷籀書九千字」に対する考察——段注を中心に

